

○唐津市キャラクターデザイン使用取扱要綱

平成23年7月1日

告示第177号

改正 令和2年3月17日告示第33号

(題名改称)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が管理するマスコットキャラクターのデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、その有効な活用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは別表に掲げるマスコットキャラクターのことをいい、「キャラクターデザイン」とはキャラクターの基本デザイン及びそれを展開したもののことをいう。

(使用承認申請)

第3条 キャラクターデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクターデザイン使用（更新）承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市が使用を依頼するとき。
- (3) 市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターデザインの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあると認められると

き。

(3) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(4) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがあるとき。

(5) 市の品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。

(7) キャラクターデザインを正しい使用方法に従って使用しないとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

(8) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不適當であると認めたとき。

2 市長は、前条の申請書を受理した場合において、使用を承認したときはキャラクターデザイン使用（更新）承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとし、使用を承認しないときはキャラクターデザイン使用（更新）不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、条件を付することができるものとする。

（使用料）

第5条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

（使用承認期間等）

第6条 キャラクターデザインの使用承認期間は、使用を開始する日から3年を経過する日の属する年度の末日までの範囲内とする。

2 前項の期間は、更新することができる。この場合において、使用承認期間は同項の規定による。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこ

と。

(2) 第4条第1項各号に該当しないこと。

(3) 定められた色、形状等を市長の承諾なく改変しないこと。

(4) 承認に係る物件に、使用するキャラクターの名称及び説明を記載するよう努めること。

(5) 承認に係る物件の使用にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(6) キャラクターデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(7) 承認に係る物件の完成見本を速やかに市長へ提出すること。この場合において、完成見本の外観が判別可能な写真、イメージデータ等の提出をもって完成見本の提出に代えることができる。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクターデザイン使用変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、承認することが適当と認めたときはキャラクターデザイン使用変更承認通知書（第5号様式）により申請者へ通知するものとし、承認することが不適当と認めたときはキャラクターデザイン使用変更不承認通知書（第6号様式）により申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条の2 第3条又は前条第1項の規定に基づき申請を行った者は、当該申請を取り下げる場合は、キャラクターデザイン使用（更新・変更）承認申請取下書（第7号関係）を市長に提出しなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、キャラクターデザイン使用承認取消通知書（第7号様式）により使用者へ通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。
- 4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

（責任の制限）

第10条 市長は、使用者がキャラクターデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターデザインの使用に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第33号）

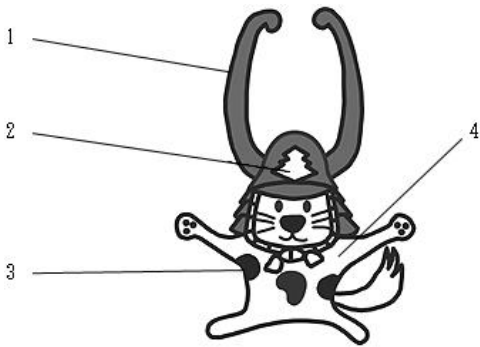
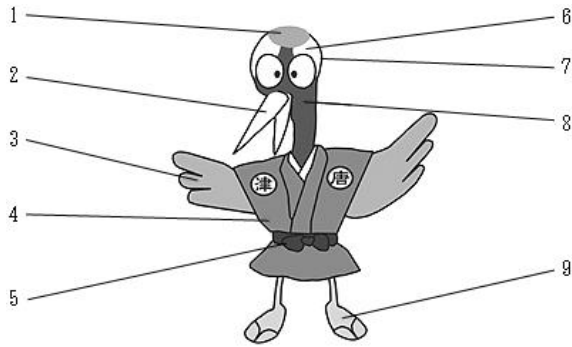
（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の唐津市キャラクターデザイン使用取扱要綱の規定は、告示の日以後に行われる使用承認申請から適用し、同日前に行われた使用承認申請については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称	項目	内容		
から 唐ワンくん	説明	唐津城マスコットキャラクター		
	基本デザイン			
	色指定	1	R101、G95、B167	C40、M43、Y0、K35
		2	R255、G241、B0	C0、M5、Y100、K0
		3	R0、G0、B0	C0、M0、Y0、K100
		4	R255、G255、B255	C0、M0、Y0、K0
まい 舞ヅルくん	説明	唐津城マスコットキャラクター		
	基本デザイン			
	色指定	1	R246、G151、B123	C0、M39、Y50、K4
		2	R255、G241、B0	C0、M5、Y100、K0
		3	R129、G202、B157	C36、M0、Y22、K21
		4	R44、G190、B239	C82、M21、Y0、K6
		5	R58、G52、B148	C61、M65、Y0、K42
		6	R255、G255、B255	C0、M0、Y0、K0
		7	R0、G0、B0	C0、M0、Y0、K100

		8	R1 0 7、G1 0 6、B1 1 1	C4、M5、Y0、K5 6
		9	R2 4 8、G1 6 5、B2 5	C0、M3 3、Y9 0、K3

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者（所在地）

（名称）

（代表者氏名）

キャラクターデザイン使用（更新）承認申請書

次のとおりキャラクターデザインを使用したいので申請します。

使用するキャラクター	
使用目的	
用途	
使用期間	自： 年 月 日 至： 年 月 日
製作数量	
販売の有無 及び販売予定価格	☐ 有（ 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）） ☐ 無
連絡先	担当者部署・氏名 電話番号 電子メールアドレス

備考

- 1 新規の申請においては、企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）、申請者の概要その他参考資料を添付すること。
- 2 更新申請のときは、既に承認を受けている物件の写真等を添付すること。

第2号様式（第4条関係）

唐 第 号
年 月 日

（所在地）

（名称）

（代表者氏名）様

唐津市長

キャラクターデザイン使用（更新）承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザインの使用
については、次のとおり承認しましたので通知します。

1 承認内容

- （1）使用するキャラクター
- （2）使用目的
- （3）用途
- （4）使用期間
- （5）製作数量
- （6）販売の有無

2 承認番号

3 使用条件

キャラクターデザインの使用に当たっては、唐津市キャラクターデザイン使用取扱要綱を遵守すること。

4 問合せ先

第3号様式（第4条関係）

唐 第 号
年 月 日

（所在地）

（名称）

（代表者氏名）様

唐津市長

キャラクターデザイン使用（更新）不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザインの使用
については、次のとおり不承認としましたので通知します。

- 1 不承認の理由
- 2 問合せ先

第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者（所在地）
（名称）
（代表者氏名）

キャラクターデザイン使用変更承認申請書

年 月 日付け唐 第 号（承認番号 ）で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変更内容	(変更後)
	(変更前)
変更理由	
連絡先	担当部署： 担当者名： 電話番号： 電子メールアドレス：

第5号様式（第8条関係）

唐 第 号
年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者氏名) 様

唐津市長

キャラクターデザイン使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザイン使用承認変更（承認番号 分）については、次のとおり承認しましたので通知します。

1 承認した変更内容

変更前	変更後

2 使用条件

キャラクターデザインの使用に当たっては、唐津市キャラクターデザイン使用取扱要綱 を遵守すること。

3 問合せ先

第6号様式（第8条関係）

唐 第 号
年 月 日

（所在地）

（名称）

（代表者氏名）様

唐津市長

キャラクターデザイン使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザイン使用承認
変更（ 承認番号 分）については、次のとおり不承認としましたの
で通知します。

- 1 不承認の理由
- 2 問合せ先

第7号様式（第8条の2関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者（所在地）
（名称）
（代表者氏名）

キャラクターデザイン申請取消し届出書

年 月 日付けで提出したキャラクターデザイン使用（更新・変更）承認申請については、次の理由により取り下げます。

1 取り下げ理由

2 担当者連絡先

住所	
担当部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メールアドレス	

第 8 号様式（第 9 条関係）

唐 第 号
年 月 日

（所在地）

（名称）

（代表者氏名）様

唐津市長

キャラクターデザイン使用承認取消通知書

年 月 日付け唐 第 号で承認したキャラクターデザインの
使用（ 承認番号 ）については、次の理由により取り消します。

- 1 取消しの理由
- 2 問合せ先